

児童ポルノ排除対策推進協議会の開催

【組織】

会長：内閣府副大臣
副会長：政府、教育、事業者及び
NPO等団体の代表者
事務局：内閣府

児童ポルノ排除対策WT

議長：内閣府副大臣
構成員：関係省庁(10府省庁)
局長級



関係団体(29団体)

- ・教育関係団体
- ・医療・福祉関係団体
- ・事業者団体
- ・NPO等
の代表者

【根拠】

児童ポルノ排除総合対策(平成22年7月27日、犯罪対策閣僚会議決定)

1 児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進

① 協議会の開催

【設立年月日】

平成22年11月22日

【目的】

児童ポルノ排除総合対策を踏まえ、官民一体となって、児童ポルノ排除に向けた総合的な活動を推進する。

【活動】

- 活動方針の策定
- 相互の情報交換及び連携・協力
- 広報、啓発、普及等の自主的活動の推進

国民運動スローガン

「児童ポルノは絶対に許されない！」

基本方針

児童ポルノ排除に関する国民意識の高揚

被害防止対策の推進

インターネット上の児童ポルノ画像等の
流通・閲覧防止対策の推進

被害児童の早期発見及び支援活動の推進